

総務委員会会議記録（第4号）

令和7年 3月12日

福島県議会

1 日時

令和7年 3月12日（水曜）

午前 10時58分 開議

午後 1時13分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委 員	渡 辺 義 信	委 員	宮 川 えみ子
委 員	古 市 三 久	委 員	水 野 さちこ
委 員	三 村 博 隆	委 員	江 花 圭 司
委 員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

これより人事委員会事務局の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、人事委員会事務局長の説明を求める。

人事委員会事務局長

（別紙「2月県議会定例会総務委員会人事委員会事務局長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

事務局次長兼総務審査課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

猪俣明伸委員

総139ページの事務局管理運営事業435万9,000円について、令和6年度予算額は110万円であったが、増額の要因及び計上の考え方を聞く。

事務局次長兼総務審査課長

会計年度任用職員の雇用経費を事務局管理運営事業に統合した。

猪俣明伸委員

統合した理由を聞く。

事務局次長兼総務審査課長

会計年度任用職員は事務局運営全般の事務を補助していることから、事務局運営に必要な経費と整理統合した結果である。

古市三久委員

以前は物件費で計上していた会計年度任用職員の費用を事務局費としたのか。

事務局次長兼総務審査課長

会計年度任用職員の業務について、総務審査課と採用給与課両方の事務補助を行っていることから、事務局運営費と整理して計上した。

古市三久委員

管理運営費と人件費を別に計上しているとの理解でよいか。

事務局次長兼総務審査課長

会計年度任用職員の雇用経費も事務局運営費の中で併せて計上している。

古市三久委員

事務局の業務を行うため事務局費で計上したことは理解するが、計上の仕方は全庁的なルールなのか。

事務局次長兼総務審査課長

一般的に会計年度任用職員の雇用経費のみ計上する例は少ない。

古市三久委員

全庁的に会計年度任用職員人件費として計上すべきではないか。職員を雇用するのだから人件費として計上すべきで、職員を物扱いするような物件費での計上は好ましくないと思うため、その点をきちんと整理し今後の検討をよろしく願う。

宮川えみ子委員

人事委員会への職員相談、苦情について、昨年度の件数と主な内容を聞く。職員だけでなく会計年度任用職員も相談できるのか。

事務局次長兼総務審査課長

地方公務員法上、人事委員会の職務として人事行政相談が位置づけられている。令和5年度の相談は43件で、主な内容としては給与や勤務時間、ハラスメントに関することが最近増えている。会計年度任用職員からの相談も受け付けている。

宮川えみ子委員

令和5年度の一般職員と会計年度任用職員の相談割合はどの程度か。

事務局次長兼総務審査課長

職種ごとに分類した数は把握していない。

宮川えみ子委員

大まかな分析でもよいので、ハラスメント関連など相談内容別の割合と傾向を聞く。

事務局次長兼総務審査課長

相談件数43件のうちパワハラ、セクハラ、育児関係のハラスメントの合計は16件で、勤務時間に関する相談は5件である。最近の傾向としては、パワハラ関係の相談が多い。

宮川えみ子委員

一般職員と会計年度任用職員の相談件数割合は、後ほど示してもらえるのか。

事務局次長兼総務審査課長

ただいま集計したところ、43件のうち20件が会計年度任用職員からの相談であった。

古市三久委員

相談内容、件数について過去10年程度の傾向を資料で提出願う。

相談件数が43件では少なく感じるため、従来どおりの方法を見直し職員が相談しやすい体制づくりが必要であると思う。具体的な相談内容を分析し委員会で説明することも人事委員会の役割であるため、よろしくお願い。

事務局次長兼総務審査課長

ハラスメントの具体的な相談内容の一例としては、所属内での上司や同僚からの嫌がらせが挙げられる。

古市三久委員

会計年度任用職員に対する上司や同僚からの仕事上の差別が全国的に大きな問題になっている。この問題については、しっかりと調査し原因を究明して会計年度任用職員を守る対応をすべきと考えるが、どうか。

事務局次長兼総務審査課長

人事委員会としては、現在の制度では相談内容を調査し事実関係をはっきりさせる権限までではない。解決に当たっては、相談者の話をよく聞き、本人の了解を得て所属や人事当局に内容を伝え、組織的な対応を求めている。

古市三久委員

相談者は名前を名乗る必要はあるのか。対応結果は相談者に返すのか。

事務局次長兼総務審査課長

名前を名乗ることは必須ではなく匿名の場合もあるが、相談者本人の承諾を得た上で所属や部局の主管課に相談が寄せられていることを伝え、対応を求めている。

古市三久委員

相談方法は電話や手紙などか。

事務局次長兼総務審査課長

人事委員会への電話、電子メールによる相談が主である。

古市三久委員

人事委員会へのパワハラ等の相談は氷山の一角であると思うため、相談しやすい体制づくりや職員へのアンケート調査などを実施してはどうか。

事務局次長兼総務審査課長

ハラスメント等は基本的に所属が対応することになっている。教育委員会では、セクハラ、パワハラ関連のハラスメントの実態について任命権者が年に1回調査を実施している。

古市三久委員

教育委員会以外は調査を実施していないのか。

事務局次長兼総務審査課長

知事部局においては職員相談窓口を設けている。多くの相談窓口を設けており、人事委員会の相談窓口も様々な相談チャンネルの中の1つである。

古市三久委員

相談のあった内容について、改善された事例はあるのか。

事務局次長兼総務審査課長

最終的に相談者の要望どおりになったかどうかは別にしても、人事委員会の相談窓口に寄せられたものについては、部局、所属で適切に対応するよう求めている。

古市三久委員

しっかりと取り組んでほしい。

先ほど求めた相談件数、内容等についての資料提出もよろしく願う。

高宮光敏委員長

古市委員から求められた過去10年間のデータ提出は可能か。

事務局次長兼総務審査課長

可能である。

高宮光敏委員長

ただいまの資料について本委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。何日までに提出できるか。

事務局次長兼総務審査課長

14日までに提出する。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

相談件数43件のうち20件が会計年度任用職員からの相談であるが、全体では圧倒的に正規職員数が多いことから、会計年度任用職員からの相談が相対的に多いと感じる。会計年度任用職員は弱い立場にあると思うため、相談内容を精査し全ての職員が気持ちよく働ける職場環境をつくっていくべきと思うが、人事委員会の考えを聞く。

事務局次長兼総務審査課長

人事委員会としては、勤務条件実態調査やハラスメントに関する相談状況等を踏まえ、人事委員会報告により任命権者に申入れをしている。

宮川えみ子委員

特に会計年度任用職員からの相談が多い点を考慮した改革、改善に力を入れて取り組んでほしいが、どうか。

事務局次長兼総務審査課長

ハラスメントに関する相談は職員全体で増加傾向にあることから、今後も実態をしっかりと分析し、勧告や報告、勤務条件実態調査結果を任命権者へ伝達する機会などを通じ必要な対応についてしっかりと求めていく。

古市三久委員

技術職職員の採用については改善したとの説明があったが、土木部技術職員から民間企業の給与の方が高いなどの理由で優秀な人材が民間企業に流れているとの声を聞く。公務員の給与は柔軟に変えることができないことは承知しているが、民間企業との賃金格差を改善しなければ人材確保の根本的な解決にはならないと思うため、人事委員会の考えを聞く。

採用給与課長

公務員の給与は、国やほかの地方公共団体、民間企業の給与水準と均衡を図ることが法律で規定されていることから、技術職だけの給与引上げは難しいとの認識である。

古市三久委員

民間企業の給与と均衡が取れた状態なのか。

採用給与課長

給与水準については、毎年、民間給与実態調査により公務員と民間企業の給与水準を比較し、その差額を改善するよう給与勧告等を行っている。

古市三久委員

人事委員会が民間の技術者と県の技術職員の給与実態を調査したことはあるのか。

採用給与課長

民間給与実態調査については、一定規模の事業所の中から抽出して調査を実施している。民間企業と県の比較に当たっては同等の職種で行っているが、個別に技術系職種のみ抽出した調査は実施していない。

古市三久委員

行政職についてはそれでよいと思うが、技術職は専門的な技術が求められる。民間企業と県職員の初任給や給与は実態として差があるため、改善を図らなければ職員採用試験への応募者が増えないと思う。

本県の土木部、農林水産部では特に東日本大震災以降、業務が多忙であり、技術職不足であることから適正な人員配置が必要である。県独自の様々な処遇改善により、職員の採用を増やすことを真剣に考えていかなければならない。

人事委員会として、技術職の採用について実態に即した答弁を願う。

採用給与課長

職員の採用に当たり賃金水準、処遇を見直すべきとの指摘は、ある意味もつともであると思うが、先ほど述べたとおり、制度上公務員の給与は民間企業の賃金と比較した上で決定する。県内民間企業の技術職員を含めた給与が上昇し、県の給与水準との差が拡大すれば、当然格差を解消するよう県職員の給与水準も引き上がる。民間事業所の給与水準との均衡により県職員の給与水準が決まっていくものと考えている。

古市三久委員

技術職の賃金実態調査を実施していないのであれば調査すべきであるが、どうか。

採用給与課長

特定の技術職に絞った調査を行うべきとの指摘については、人事委員会の役割として民間の給与を調査し、県の給与と比較した上で、必要があれば格差を是正するよう給与勧告を行っている。個別に技術職を特定した調査は実施していないものの、

調査対象である民間事業所には技術職が在職しており、その技術職の給与を含んだ調査を実施している。したがって、調査を通じて県内民間企業の給与水準の調査はできるものと考えている。

古市三久委員

制度としてはそうだと思うが、委員長の考えはどうか。

人事委員会委員長

委員指摘のとおり、民間企業技術者の給与が高いという事実はあると思うが、県内の中小企業からは「公務員は給料が高くてよい。」との声を聞く。県内で比較的給料の高い技術職を雇用する建設業などは一部であると感じている。制度上、課長が述べたとおり技術職だけを比較することは困難である。

古市三久委員

職員採用に当たり行政職には多くの応募があるが、技術職の応募が少ない現状を人事委員会ではどのように考えていくのか。県職員は中小企業から比べると給与も高く働く環境もよいことは一般論としては理解するが、給与以外にも様々な問題があるのではないかとこの視点から委員長が調査研究し、県に技術職職員が集まる環境をぜひつくってほしいため、よろしく願う。

宮川えみ子委員

職員相談について、会計年度任用職員の相談が圧倒的に多いとのことであったため、相談割合についての資料を提出願う。

高宮光敏委員長

ただいまの質問に対して答弁できないか。

事務局次長兼総務審査課長

令和5年度は43件中20件が会計年度任用職員からの相談であったため、約半分である。なお、先ほど古市委員から要求のあった職員相談に関する過去10年分の資料については会計年度任用職員制度が開始した2年度から直近までのデータを資料として提出したい。

古市三久委員

会計年度任用職員については制度が始まってからの5年分でよいが、人事委員会への相談実績は10年分あると思うため、相談内容、パワハラの数などは提出願う。

宮川えみ子委員

令和２年度以降の会計年度任用職員の相談件数の割合も提出願う。

事務局次長兼総務審査課長

精査し資料を提出する。

高宮光敏委員長

古市委員から請求のあった資料に併せて表記し、14日までに提出できるか。

事務局次長兼総務審査課長

可能である。

宮川えみ子委員

局長説明における、「職務経験者を対象とした試験については、受験者が希望する日時、場所で受験することが可能となるテストセンター方式の導入等」について具体的に説明願う。

採用給与課長

テストセンター方式は職務経験者、社会人等を対象とした試験であり、今年度から従来の教養試験に代えて民間企業等でも使用している基礎能力検査を導入して実施している。今年度は指定日に会場で受験するペーパーテスト方式であったが、就労者でも受験しやすいよう全国各地にあるテストセンターでパソコンを使用し受験を可能とするものである。

宮川えみ子委員

東京都内でも本県職員採用試験を受験できるということか。

採用給与課長

来年度導入予定の基礎能力検査はスコアと呼ばれるタイプのもので、全国各地に350か所程度、県内に4か所程度テストセンターが設置されている。本県の採用試験受験者は、居住地近くのテストセンターにおいて一定の受験期間内の都合のよい日時に受験できるなど、より受験しやすくなる。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、人事委員会事務局の審査を終わる。

ここで暫時休憩する。

再開は午後 1 時とする。

(午前 11 時 55 分 休憩)

(午後 1 時 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより出納局の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分外 1 件を一括議題とする。

直ちに、会計管理者の説明を求める。

会計管理者兼出納局長

(別紙「令和 7 年 2 月県議会定例会総務委員会会計管理者兼出納局長説明要旨(当初予算)」説明)

高宮光敏委員長

続いて、出納総務課長の説明を求める。

出納総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

会計管理者の説明で、来年度は「財務会計事務のデジタル変革（D X）や県民の利便性の向上に向けた取組を進める。」とあったが、具体的に説明願う。

出納総務課長

デジタル変革については、例えば、公金収納のキャッシュレス化や電子入札に取り組んでいる。また、公金収入方法の多様化をより一層推進するため、収入証紙の代替収納方法の導入などデジタル技術を活用し県民の利便性向上を図っている。

会計業務の事務処理についても適正執行や内部業務の効率化のほか、ペーパーレス化や職員の働き方改革などの視点の下、デジタル技術を活用した適切かつ効率的な事務処理の仕組みについて庁内関係機関と連携して検討を進めている。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、出納局の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

明3月13日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

（午後 1時13分 散会）